

別記 (一)

閱見 書

下谷区々所四十四番地 活動常設新東京経営者 勝部英雄ト同鑑従業員 滝田天聲外二名トノ勞務紛議ハ左記ノ通り円満解決シ覺書ニ通テ複製シ後日ノ爲各當事者一通宛所持スルモノトス

- 一 月給日ハ毎月末日ト制定ス
- 二 退職手當ノ制定ハ將來ノ營業状態ニ準シ是ヲ考慮ス
- 三 故ナク解雇減給ノ勞働強化ハ爲ササルモノトス
- 四 公休日ハ毎月一日間ヲ承認シ其ノ日取ハ経営者ニ於テ指定スルヲ原則トス
- 五 従業員ノ病氣ノ場合ハ医師ノ診断書ヲ要シ十日以内忌引ノ場合ハ同一戸籍面ニ表示アルニ等親者迄ニ限り三日以内ノ欠勤ニ對シテハ日給全額ヲ支給スルモノトス
- 六 大入制度ハ從未通り実行ス
- 七 二本返シノ即時徹底及説明部員一名ノ増員ハ目下ノ營業状態ニ鑑ミ當分承認出来サルモ將來ノ業績ニ依リ考慮スル事
- 八 早出残業ノ場合ニ於ケル午當支給ノ事ハ前七項ニ同シ

芝区田村町二丁目十番地赤門ビル内
大日本國家社會黨中央勞働委員會

勝部英雄 (印)
露久保賢治 (印)
滝田天聲外二名 (印)

合資会社 築地劇場 勞働紛議

芝区新地 芝知果在古座市南區真砂町一ノ一

代表者 名 丹世四三

代表役員 全五員

園子組合 中野映画同人組合 築地劇作會

期 同 白 一日五七 至 一日廿一日

本園本年一月廿二日 夜ニ回興行 (經理花園 田興行)

トナリノ新劇ニ至位業員ハ勞働強化ナリトシ 一月廿日 賃

料増額要求書ヲ提出シテハ 二月廿日

結果 紛議者 (小谷外二名) ニ於テハ 事業 経営困難ナ

(協調會勞働課)

2. 22
5445